

2007年10月から

まちづくりプラットホームの運用を開始！

日本都市計画学会中部支部が中部地区の7県3政令市と連携して準備を進めてきた中部地区7県内市町村を対象とする都市計画に関する有識者の紹介システム「まちづくりプラットホーム」が、2007年10月から運用を開始しました。

この「まちづくりプラットホーム」には、日本都市計画学会員である大学教員などの学識者のみならず、都市計画行政の経験者の方々にも有識者として登録いただいています。

市町村における都市計画行政の推進にあたり、有識者の活用をお考えのときは、この「まちづくりプラットホーム」の各県・政令市の窓口にお問い合わせください。

都市計画に関する有識者として活用が期待される分野の例として

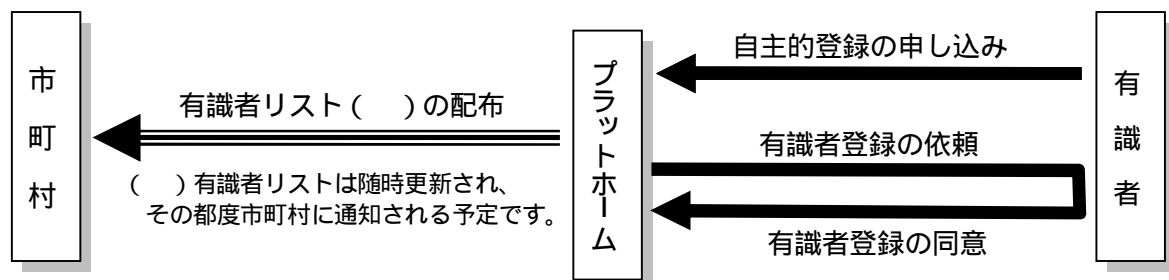
| |
|--|
| 都市計画審議会の委員 |
| 各種の検討委員会・策定委員会の委員 (ex. 都市計画マスタープラン、中心市街地活性化) |
| 事業評価委員会 (ex. まちづくり交付金事業など) |
| 職員研修会の講師 |
| 市民講座・講演会の講師 |

などが考えられます。

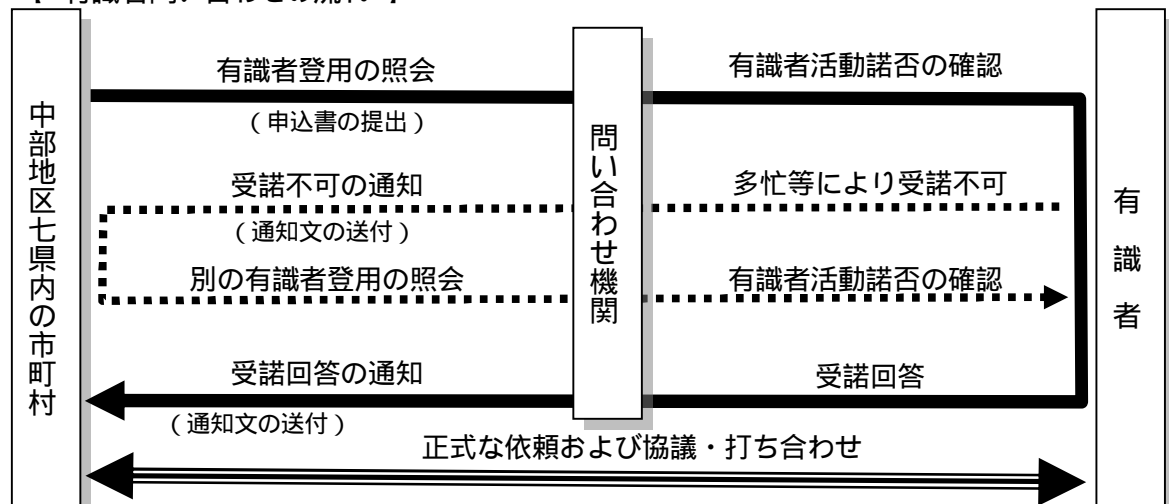
派遣費用は依頼団体の負担とし、金額は講師と直接交渉して決定いただきます。

なお、有識者の登録や問い合わせの流れは下図のとおりです。

【 有識者登録の流れ 】



【 有識者問い合わせの流れ 】

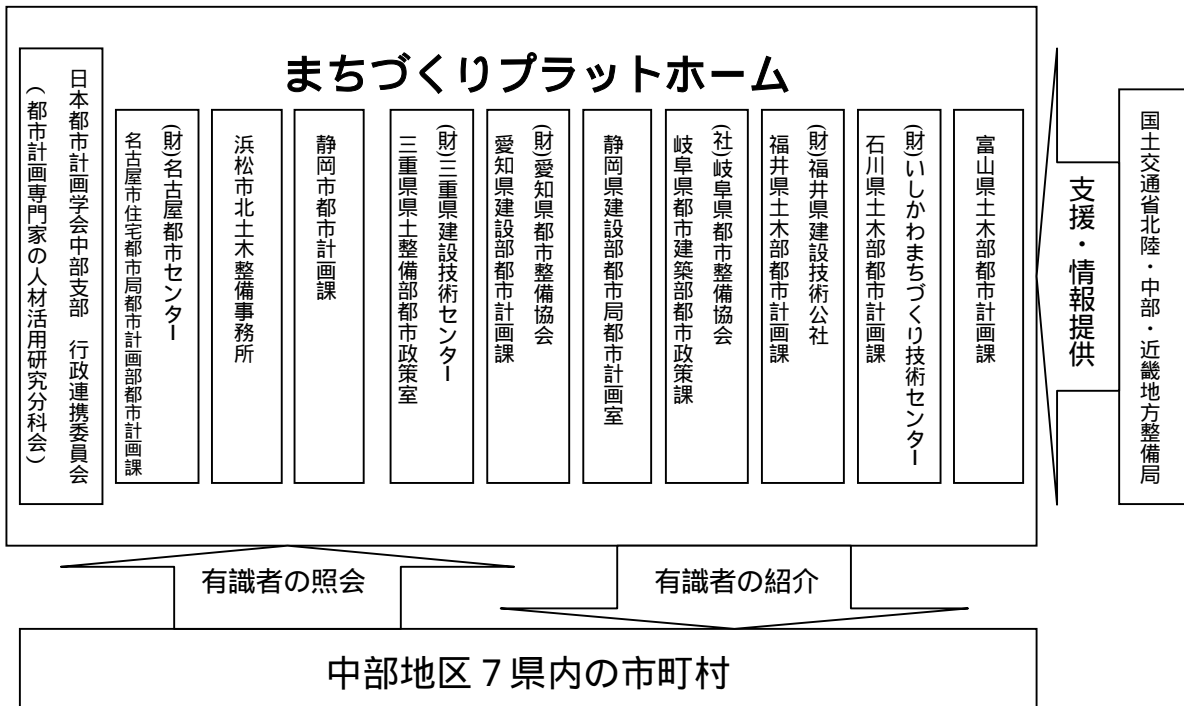


各県および政令市の問い合わせ機関は次のとおりです。

【 問い合わせ機関一覧 】

| 県政令市名 | 問い合わせ機関および担当部局 | 電話番号 |
|-------|-----------------------------|------------------|
| 富山県 | 富山県土木部都市計画課 | 076-444-3345(直通) |
| 石川県 | (財)いしかわまちづくり技術センター まちづくり事業課 | 076-232-2255(代表) |
| | 石川県土木部都市計画課 | 076-225-1799(直通) |
| 福井県 | (財)福井県建設技術公社 業務課 | 0776-20-0391(代表) |
| | 福井県土木部都市計画課 | 0776-20-0498(直通) |
| 岐阜県 | (社)岐阜県都市整備協会 総務計画課 | 058-266-4611(代表) |
| | 岐阜県都市建築部都市政策課 | 058-272-1111(代表) |
| 静岡県 | 静岡県建設部都市局都市計画室 | 054-221-3186(直通) |
| 愛知県 | (財)愛知県都市整備協会 まちづくり事業部啓発調査課 | 052-979-5181(直通) |
| | 愛知県建設部都市計画課 | 052-954-6516(直通) |
| 三重県 | (財)三重県建設技術センター 技術部道路課 | 059-229-5605(直通) |
| | 三重県県土整備部都市政策室 | 059-224-2718(直通) |
| 静岡市 | 静岡市都市計画課 | 054-221-1406(直通) |
| 浜松市 | 浜松市北土木整備事務所 | 053-436-2551(直通) |
| 名古屋市 | (財)名古屋都市センター 調査課 | 052-678-2216(直通) |
| | 名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課 | 052-972-2798(直通) |

【 まちづくりプラットフォームの仕組み 】



【 まちづくりプラットフォーム 有識者照会・回答の手順 】

一、有識者リストからの候補者選び

日本都市計画学会中部支部会員の大学教員等や行政経験の豊富な方々の中から県や市町村の都市計画行政を支援していただける方々のお名前、所属および担当分野を記載した有識者リストは、随時充実を図りながら日本都市計画学会中部支部のホームページに掲載するとともに、中部七県内の問い合わせ機関から市町村に通知されます。

有識者の活用をお考えの際には、まずこの有識者リストをご覧ください、希望する有識者を複数選定していただきます。

二、有識者に関する詳細情報の閲覧

有識者リストには氏名、所属および担当分野しか記載されておりませんので、希望する有識者に関する情報を更に詳しく知るためには、市町村が所属する県の問い合わせ機関に保管されている有識者個人情報ファイルをご覧していただくことになります。この有識者個人情報ファイルには、年齢や研究実績、社会貢献実績などが記載されておりますので、紹介申込を行う際の参考にしていただくことができます。なお、この有識者個人情報ファイルは、当分の間、問い合わせ機関にのみ保管することとし、市町村には保管できませんのでご了承をお願いします。

三、有識者紹介申込書の記入と提出

希望する有識者の選定ができましたら、別紙様式1の有識者紹介申込書に所定の事項を記入し、問い合わせ機関に提出していただきます。その際、有識者への照会が円滑に行えるよう、有識者に希望する活動内容をできるだけ詳しく記入していただくことが重要です。

四、有識者に対する照会と回答

有識者に対する照会は問い合わせ機関が行います。問い合わせ機関は概ね1週間を目安に有識者への照会を終える方針です。

五、紹介申込者に対する回答

有識者への照会結果は、申込者に文書（申込書下段の回答欄）で通知します。

申込をした有識者から受諾の回答が得られなかった場合は、希望者を変更して再度申込をしていただくことになります。

六、紹介申込者から有識者への依頼

希望した有識者から受諾の回答を得られた場合は、問い合わせ機関からの通知に引き続き、各市町村から有識者に対して正式な依頼を行うとともに、活動内容に関する協議調整をしていただきます。

七、有識者活用結果の報告

まちづくりプラットフォームの有識者紹介システムを活用した市町村から、別紙様式2に基づき問い合わせ機関あてに**有識者活用報告書**を提出していただきます。この報告書は、まちづくりプラットフォームにおける活動の更なる改善に役立てられます。